

あなたもJAの組合員になりませんか？ 特に奥さんと後継ぎ候補の方！

～仲間づくり運動～ あなたの声をJAたいせつ地域の農業に！！

JAたいせつでは令和2年7月1日から令和2年11月30日まで「正組合員加入促進運動」を実施しています。

期間中、新規に正組合員に加入していただいた方で20口(10,000円)以上出資された方に抽選で洗車カード(1,000円相当・本支所洗車機共通)をプレゼント致します。

JAは、地域に住む人々も准組合員として協同活動に参加できるよう門戸を開いていますが、本来は農業者のための協同組織です。

JAたいせつ地区内(旭川市と鷹栖町)に農地や施設を所有し、50a以上の耕作または90日以上農業に従事されている正組合員のご家族様は自由に正組合員加入・脱退できます。

正組合員になったら・・・

いいこと① 組合員限定の貯金商品をご利用いただけます！

いいこと② ご融資、ローンの組合員優遇金利をご利用いただけます！

いいこと③ 出資金に応じた出資配当金がお受け取りになれます。

※JAの事業実績により変動またはお受け取りになれない場合があります。

いいこと④ 人間ドックが組合員特別価格で受診できます。(JA旭川厚生病院)



Q1. 組合員に加入するにはどうすればいいの？

本支所各窓口で「組合員加入申込書」に必要事項記入と押印され、本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)と一緒にご提出ください。出資金はご指定の普通口座より振替させていただきます。なお、当JAに普通貯金が未開設の場合は、配当金入金のため口座開設もお願いしています。

Q2. 出資金って何？ 貯金と同じようなもの？

出資金は、貯金とは違います。JAたいせつの資本金として事業活動の源泉となります。

Q3. 出資額はいくらでもいいの？

出資額は1口500円からお受けいたします。

Q4. 出資金はいつでも払い戻すことができるの？

払い戻すには脱退手続きが必要です。規程により事業年度末(1月末)から60日前(11月末)までに脱退申し込みをすれば、翌年の総代会(4月)後に払い戻します。

※12月以後の脱退申し込みは翌翌年の総代会後払い戻しになりますのでご留意願います。



賞品は12月に抽選し、商品の発送をもって発表に代えさせていただきます。

ご加入の申込み・ご不明な点は
本所総務課(旭川市東鷹栖1条3丁目☎57-2311)または
鷹栖支所管理金融課(上川郡鷹栖町北1条1丁目☎87-2121)へ